

成年後見申立ての手引き

岡山家庭裁判所

この手引きは後見等（後見，保佐，補助）開始の申立てを検討されている方々に、成年後見制度について説明したものです。

申立ての前に、この手引きを必ずお読みください。

後見等開始の申立ては後見申立てセットに従ってご準備ください。

後見申立てセット

- 「成年後見申立ての手引き」（この冊子です。）
- A「申立てに必要な書類等」
- B「提出する書類（申立書等）」
- C「提出する書類（申立書等）の記載例」
- パンフレット「成年後見制度一利用をお考えのあなたへ」
- 「申立てのためにご用意いただく書類等（チェックリスト）」

※ 岡山家庭裁判所の本庁，支部，出張所の窓口で配布しています。

※ 岡山家庭裁判所HPにも掲載がありますのでご利用ください。

申立書提出までの流れについては、裏表紙の「（参考）申立手続までの準備手順～後見開始の一例～」を参考にしてください。

《この手引きで使用される言葉の説明》

- ① 「**申立人**」とは、後見等開始審判の申立てをする方のことです。
- ② 「**本人**」とは、判断能力が不十分と思われ、成年後見人等を選任する必要のある方のことです。
- ③ 「**成年後見人等候補者**」とは、申立人が、成年後見人等として適当であると考えている方のことです。成年後見人等を選任する際に裁判所が参考にさせていただきます。
- ④ 「**成年後見人等**」とは、裁判所によって正式に成年後見人等を選任された方のことです。具体的には「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」のいずれかに分かります。
- ⑤ 「**成年後見等監督人**」とは、成年後見人等の事務が適正に行われているかを監督するために、裁判所が選任した方のことです。通常は弁護士や司法書士などの専門職が選任され、成年後見人等の報告書を確認したり、法律行為について助言を行ったりすることが主な業務です。
- ⑥ 成年後見人等が選任された後は、「本人」は、それぞれ「被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」という呼び方になります。

目 次

	ページ
Q1 成年後見制度とは？	3
1 「成年後見制度」とは	3
2 成年後見制度の3種類	3
Q2 成年後見人等の権限と役割とは？	4
1 成年後見人等の権限	4
2 成年後見人等の役割	4
3 意思決定支援について	4
Q3 財産管理を行う上で注意することは？	5
1 預貯金口座の名義について	5
2 収支の管理の工夫	5
3 申立てが必要な場合	5
Q4 後見等事務の報告とは？	6
1 1か月報告	6
2 定期報告	6
Q5 家庭裁判所による後見等監督とは？	6
1 後見等監督とは	6
2 後見等事務が適正ではない場合	6
Q6 候補者が成年後見人等に選ばれるのか？	7
1 成年後見人等の選任	7
2 専門職後見人等の選任	7
Q7 後見制度支援信託・支援預貯金とは？	9
Q8 成年後見人等への報酬は？	9
Q9 成年後見人等の仕事が終わるのは？	9
Q10 成年後見人等選任までの流れは？	10
Q11 申立手続を行うには？	11
1 どの家庭裁判所に申し立てるか？	11
2 申立てができる人は誰か？	12
3 申立ての方法について	12
(参考) 申立手続までの準備手順～後見開始の一例～	15

※Q3 から Q10 は、主として「後見」について説明しています。
「保佐」「補助」はこれに準じてお考えください。

Q1 成年後見制度とは？

1 「成年後見制度」とは

認知症，知的障害，精神障害，高次脳機能障害など，病気や不慮の事故などによって，判断能力が不十分な状態にある方（本人）を法律的な面で保護し，自立した生活を支えるための制度です。

本人自身でできることは本人に任せて良いのですが，本人の力だけでは難しい法律行為（たとえば，医療契約や介護契約の締結，預貯金の管理，生命保険金の受領，遺産分割協議，不動産の売買など）を行う場合は，本人を代理してこれらの手続を行うなどの援助者が必要です。

家庭裁判所では，本人の判断能力の程度や個々の事情に応じて，最も適切と思われる援助者（成年後見人等）を選任します。選任された成年後見人等は，家庭裁判所の監督を受けながら，本人に関する後見等の事務を行います。

こうした一連の手続を総称して「成年後見制度」といいます。

《成年後見制度の手続説明ビデオ》

家庭裁判所では成年後見制度に関する手続説明ビデオ（「ご存知ですか？後見人の事務 手続説明」）を用意しています。お近くの家庭裁判所で視聴できるかお尋ねください。最高裁判所のホームページにも掲載しています。

申立てを行う前にご視聴ください。

2 成年後見制度の3種類

本人の判断能力によって，以下の3つの制度があります。

区分	援助者	本人	判断能力の目安
後見	成年後見人	被後見人	判断能力が欠けているのが通常の状態の場合
支援を受けても，契約等（不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借りなど）の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。			
保佐	保佐人	被保佐人	判断能力が著しく不十分な場合
支援を受けなければ，契約等（不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借りなど）の意味・内容を自ら理解し，判断することができない。			
補助	補助人	被補助人	判断能力が不十分な場合
支援を受けなければ，契約等（不動産，自動車の売買や自宅の増改築，金銭の貸し借りなど）の意味・内容を自ら理解し，判断することが難しい場合がある。			

※ どの制度を利用すべきか判断するために必要があるときは，医師による精神鑑定を行います。

Q2 成年後見人等の権限と役割とは？

1 成年後見人等の権限

成年後見人等は、代理権、同意権、取消権を用いて本人を援助します。

代理権	本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限
同意権	本人が重要な財産に関する行為等を行う際に、その内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限
取消権	本人が成年後見人等の同意を得ずに重要な財産に関する行為等を行った場合、その行為を取り消して無効にし、元の状態に戻すための権限

2 成年後見人等の役割

成年後見人	<p>成年後見人は、代理権に基づいて本人の「身上保護」と「財産管理」を行います。また、本人が行うすべての行為を取り消す（取消権）ことができます（一部の例外を除く。）。</p> <p>身上保護は、本人がより良い環境で生活を送れるように配慮し、住居の確保、施設への入退所契約や医療契約を結ぶことなどをいいます。ただし、本人との同居や直接的な介護までは求められていません。</p> <p>財産管理は、預貯金に関する取引、必要な費用の支払等、本人の財産の全般的な管理をいいます。</p>
保佐人	<p>保佐人は、本人の預貯金の払戻し、不動産の売買、金銭の借入れ等、重要な財産に関する行為（民法13条1項に記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為）を行う際に本人に同意を与えたり（同意権）、本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消す（取消権）ことができます。</p> <p>また、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人の代理をすることができます（代理権）。</p>
補助人	<p>補助人は、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人に同意を与えたり（同意権）、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます（取消権）。</p> <p>また、家庭裁判所で認められた特定のことがらについて、本人の代理をすることができます（代理権）。</p>

※ 遺言や身分行為（結婚や離婚、養子縁組、認知など）については、代理権、同意権、取消権の対象にはなりません。

3 意思決定支援について

成年後見人・保佐人・補助人には、上記のとおり様々な権限が付与されますが、併せて本人の意思を尊重した後見等事務を行うことが求められます（本人の意思決定支援）。

意思決定支援とは、判断能力が不十分な人であっても、本人がその能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、成年後見人等を含めた本人に関わるあらゆる人が行う、本人との関わり方の基本的姿勢のことをいいます。本人が必要な情報を理解できるように提供し、本人の表明した意思、意向、好みを尊重することが大切です。

Q3 財産管理を行う上で注意することは？

「財産管理」は、**本人とその他の方の財産を厳格に区別して**行わなければなりません。成年後見人等になった以上は、たとえ親族であっても、「他人の財産を預かり、管理している。」と考えてください。成年後見人等や親族に贈与、貸与するなど、本人の不利益となるような管理、処分は原則としてできません。また、遺産分割を行う際には、原則として本人の法定相続分を確保していただく必要があります。

本人の財産を私的に流用することは禁止されており、本人の財産から支出できるのは、本人に必要な費用に限られています。財産を不正に処分すると、成年後見人等を解任されるだけでなく、損害賠償請求などの民事責任や、業務上横領などの罪で刑事責任を問われることがあります。

本人の財産を株や投資などで運用することは、原則として認められません。財産管理にあたっては、以下の点にもご注意ください。

1 預貯金口座の名義について

本人の財産を預貯金等で管理する場合は、本人名義とするか、「〇〇〇〇の成年後見人△△△△」名義としてください。成年後見人等の個人名義の口座では絶対に管理しないでください。

2 収支の管理の工夫

成年後見人等には、家庭裁判所に対して財産管理などの事務の状況を報告していただくことになっています。そのときに困らないよう、日ごろから金銭出納帳をつけるなどして収支を記録し、また、高額な領収書などは保管しておいてください。

3 申立てが必要な場合

(1) 居住用不動産の処分許可の申立て

本人の居住用不動産（*）について、売却、賃貸、抵当権の設定のほか、建物を取り壊したり、賃借物件の賃貸借契約の解除をする場合などには、**「居住用不動産の処分許可の申立て」**が必要です。

* 居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地

（現に住んでいる建物等だけでなく、施設入所中・入院中の方が入所直前まで住んでいた建物等、施設等からの退所後帰住予定の建物等を含む。）

(2) 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任の申立て

本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合、**「特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て」**が必要です。

(3) 報酬付与の申立て

成年後見人等が本人の財産から報酬を求める場合、**「報酬付与の申立て」**が必要です（報酬についてはQ8参照）。

Q4 後見等事務の報告とは？

成年後見人等は、その役割である身上保護や財産管理の事務状況について、**定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けていただく**ことになっています。報告には、「1か月報告」と「定期報告」があります。

1 1か月報告

成年後見人等には、選任後、速やかに本人の財産状況を調査・整理し、1か月以内に報告していただきます。

報告に際しては、①本人に関する「財産目録」と「収支予定表」、②本人の財産や収支の内容を裏付ける資料（預貯金通帳や領収書の写しなど）を提出していただきます。

2 定期報告

成年後見人等に選任された後、家庭裁判所からの指示に基づき、被後見人等の様子や財産管理の状況等の後見等事務の状況を報告していただきます。報告に際しては、「後見等事務報告書」や「財産目録」等を提出していただきます。

定期報告以外にも、判断に迷う際には、随時家庭裁判所への自主的な後見事務状況報告をしていただくようお願いします。

Q5 家庭裁判所による後見等監督とは？

1 後見等監督とは

家庭裁判所は、Q4でご説明した報告等に基づいて、成年後見人等の後見等事務の状況を定期的にチェックします。これを「後見等監督」と言います。

後見等監督は、基本的には定期的に提出していただく書面に基づいて行いますが、家庭裁判所に来ていただいて、事情をうかがう場合もありますので、ご協力ください。

また、成年後見等監督人が選任される場合、成年後見等監督人が成年後見人等の事務の状況を随時チェックします。成年後見人等は、成年後見等監督人の方針に従い、後見等監督を受けていただきます。

2 後見等事務が適正ではない場合

成年後見人等が本人の財産を自分のために使うなど不正な行為をしたときや、裁判所への報告義務を怠ったときなどは、家庭裁判所が成年後見人等を解任することがあります。

また、本人の財産に損害を与えた成年後見人等は、その損害を賠償しなければなりません。**悪質な不正行為があった場合には、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。**

Q6 候補者が成年後見人等に選ばれるのか？

重要

1 成年後見人等の選任

成年後見人等は、後見等開始の審判の際に、家庭裁判所が、本人の心身の状態、生活及び財産の状況や、予想される後見等事務、候補者と本人との利害関係の有無、本人の意向などの事情を総合して職権で選任します（民法843条1項、4項等）。

そのため、**申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。**

2 専門職後見人等の選任

家庭裁判所が本人の財産管理や身上保護をより適正に行う観点から、専門的な知見を有する専門職が関与する必要があると判断した場合には、**弁護士、司法書士、社会福祉士等**といった専門職を成年後見人等に選任したり、このような専門職を成年後見等監督人として選任したりすることがあります。

専門職の成年後見人等は、単独で選任する場合がありますし、親族の後見人等と複数で選任する場合があります。また、予想される後見等事務等に応じて専門職の成年後見人等や成年後見等監督人を一時的な関与を前提として選任する場合があります。

親族を成年後見人等に選任する場合で、あわせて専門職を成年後見人等や成年後見等監督人に選任した場合には、親族の成年後見人等は、専門職の成年後見人等と協力したり、成年後見監督人の支援や監督を受けたりしながら、相互に相談・協力して、事務にあたることとなります。

専門職が関与する一類型として**後見制度支援信託、後見制度支援預貯金の利用を検討する**場合が挙げられます（後見制度支援信託、後見制度支援預貯金についてはQ7参照）。

また、専門職の成年後見人等や成年後見等監督人が選任された場合には、**報酬が発生**します（報酬についてはQ8参照）。

これらの選任についての家庭裁判所の判断には、不服申立てをすることはできません。

注意！！

1 次の人は成年後見人等になることができません。（欠格事由）

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 過去に破産手続開始決定を受けたが、免責許可決定を受けていない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 次のいずれかに該当する場合は、成年後見人等候補者以外の者を選任したり、成年後見等監督人を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買が予定されているなど、申立ての動機となった課題が重要な法律行為を含んでいる場合
- (4) 遺産分割協議など、成年後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について、成年後見等監督人に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 成年後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その精算の可否等について第三者による調査、確認を要すると判断された場合
- (6) 従前、成年後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 年間の収入額及び支出額が過大であったり、年によって収支に大きな変動が見込まれるなど、第三者による収支の管理を要すると判断された場合
- (8) 成年後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、成年後見人等としての適格性を見極める必要があると判断された場合
- (10) 成年後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者の選任を希望した場合
- (11) 成年後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、または利用する予定がある場合
- (12) 成年後見人等候補者が、本人の財産の運用（投資等）を目的として申し立てている場合
- (13) 成年後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見事務を行えない、又は行うことが難しいと判断された場合
- (14) 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要すると判断された場合

※上記2(1)から(15)までに該当しない場合でも、家庭裁判所の判断により候補者以外の方を成年後見人等を選任したり、候補者を成年後見人等を選任した上で、成年後見等監督人を選任したりする場合があります。

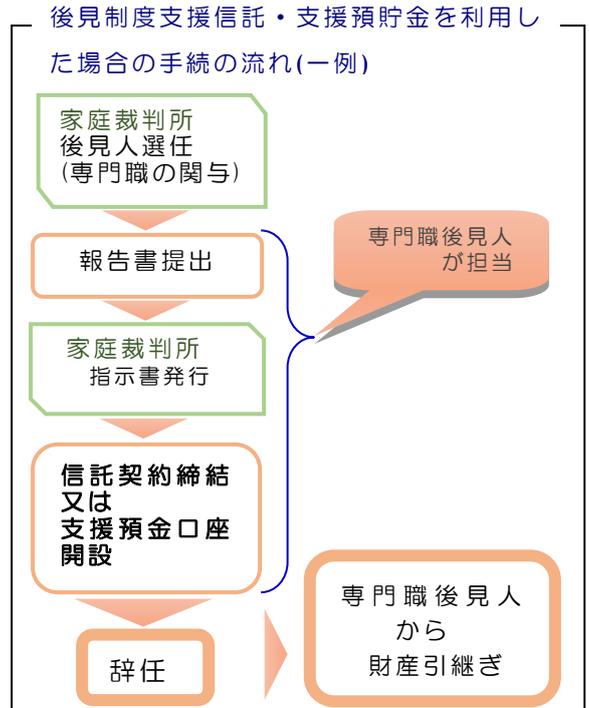
Q7 後見制度支援信託・支援預貯金とは？

後見開始事件（保佐・補助は除く。）について、本人の流動資産がおおむね1200万円以上の場合には、親族後見人の財産管理の負担軽減や不正防止などの観点から後見制度支援信託、支援預貯金の利用を検討していただく場合があります。

利用に適すると判断した事案については専門職が関与し、その報酬が発生します。

関与した専門職は後見制度支援信託、後見制度支援預貯金について契約や口座開設を行い、その業務が終了次第、成年後見人を辞任し、本人の財産が親族後見人に引き継がれます。

後見制度支援信託、支援預貯金の概要についてはパンフレット「成年後見制度一利用をお考えのあなたへ」の11頁以下をご覧ください。



Q8 成年後見人等への報酬は？

成年後見人等及び成年後見等監督人は、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行うことができます。それが認められた場合は、本人の財産の中から報酬を支出することになります。

家庭裁判所では、後見等事務の具体的内容や本人の財産額に応じて、報酬を認めるかどうか、認める場合は報酬額をいくりにするかを決定します。家庭裁判所の許可を得ないで勝手に本人の財産から報酬を支出することは許されません。

Q9 成年後見人等の仕事が終わるのは？

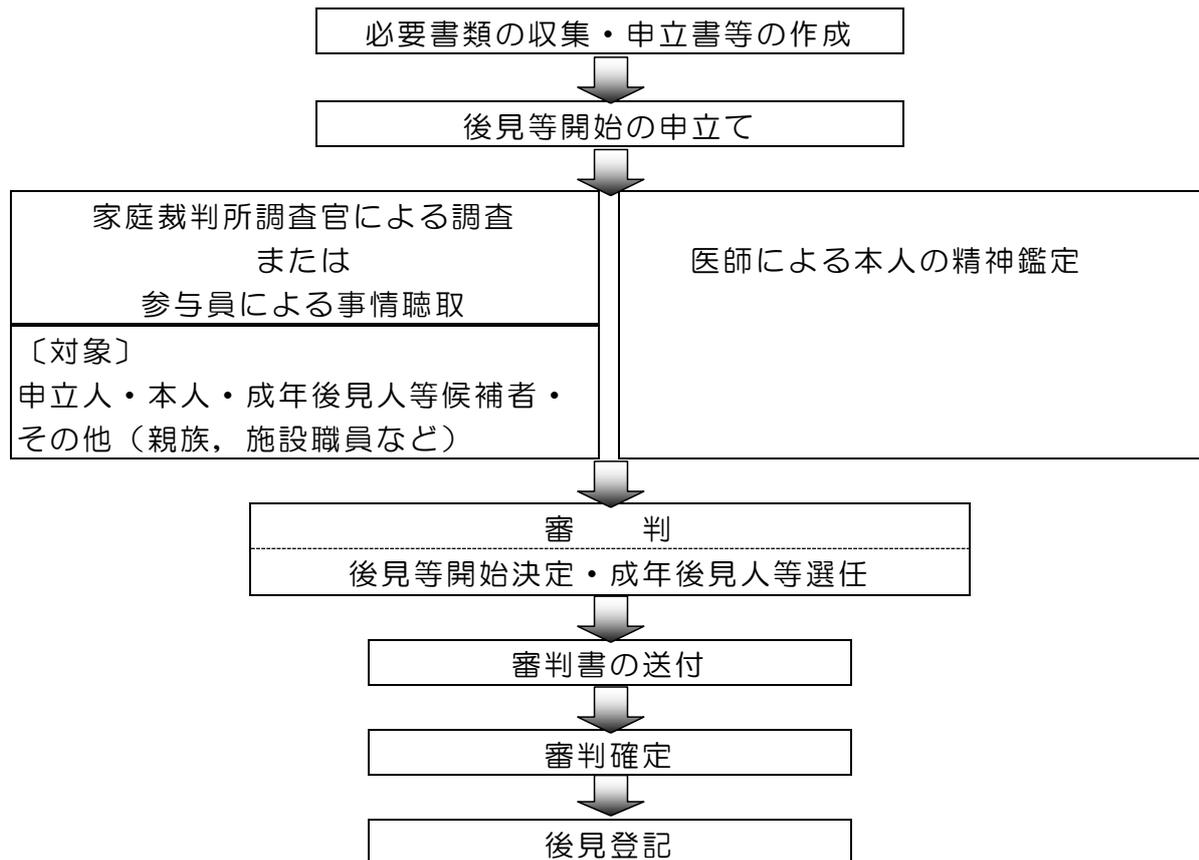


成年後見人等の職務は、原則として、本人の判断能力が回復するか、本人がお亡くなりになるまで続きます。遺産分割、保険金の受領等、当面の目的が達成されたとしても、引き続き後見等事務を行っていただく必要があります。

ただし、成年後見人等自身が、病気や海外渡航などやむを得ない事情のために職務の継続が困難になったときには、家庭裁判所の許可を得て辞任できる場合もあります。その時は新たな成年後見人等を選任することになります。

Q10 成年後見人等選任までの流れは？

基本的な手続の流れは次のとおりです。



○ 申立てから審判まではおおむね1か月～2か月かかります。

※ 申立てから審判までの間に参与員の事情聴取や調査官の調査のため、申立人の方や成年後見人等候補者の方には、基本的に、最低でも1度は裁判所にお越しいただくことになります。

※ 審判の前に、事案に応じて「親族への意向照会」（約2週間）、「鑑定」（約1か月）、「本人・候補者調査等」（約1か月）を実施します（その内容により審判までの期間が異なります。また、事案の内容により2か月以上となる場合もあります。）。

※ 審判から審判確定までには成年後見人等が審判書謄本を受け取ってから2週間の不服申立て（即時抗告）期間の経過が必要になります。

後見等開始申立て後の取下げの可否について

重要

成年後見・保佐・補助開始の申立ては、公益性や本人保護の見地から、取下げで終了することが相当でない場合があるため、**申立書類を提出した後は、審判前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。**

例えば、「私が後見人に選ばれそうにないから。」「親族の事業資金として本人のお金を借り入れることを認めてもらえそうにないから。」というような理由では、原則としてその取下げは許可されません。

Q 1 1 申立手続を行うには？

1 どここの家庭裁判所に申し立てるか？

本人の住所地（本人が特定の病院や施設に継続的に入所しておられる場合は、その所在地）を管轄する家庭裁判所に申立てをしてください。管轄が分からない場合は、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

裁判所名	所在地	管轄区域
岡山家庭裁判所 (本庁)	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42 電話086-222-6771	岡山市,備前市,瀬戸内市,赤磐市,高梁市, 真庭市のうち旧北房町,和気郡,加賀郡
岡山家庭裁判所 玉野出張所	〒706-0011 玉野市宇野2-2-1 電話0863-21-2908	玉野市
岡山家庭裁判所 児島出張所	〒711-0911 倉敷市児島小川1-4-14 電話086-473-1400	倉敷市のうち児島支所の所管区域
岡山家庭裁判所 玉島出張所	〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43 電話086-522-3074	倉敷市のうち玉島支所の所管区域, 旧船穂町,浅口市,浅口郡
岡山家庭裁判所 倉敷支部	〒710-8558 倉敷市幸町3-33 電話086-422-1393	倉敷市(児島支所,玉島支所の各所管区域 及び旧船穂町を除く),総社市,都窪郡
岡山家庭裁判所 笠岡出張所	〒714-0081 笠岡市笠岡1732 電話0865-62-2234	笠岡市,井原市,小田郡 ※笠岡出張所では受付のみ行っています。 その後の手続は倉敷支部で進められます。 ※倉敷支部での受付も可能です。
岡山家庭裁判所 新見支部	〒718-0011 新見市新見1222 電話0867-72-0042	新見市
岡山家庭裁判所 津山支部	〒708-0051 津山市椿高下52 電話0868-22-9327	津山市,美作市,真庭市(旧北房町を除く), 苫田郡,勝田郡,英田郡,久米郡,真庭郡

2 申立てができる人は誰か？

後見等開始を申し立てることができるのは、本人、本人の配偶者、本人の四親等内の親族、市区町村長などです。

主な4親等内の親族

- ・親，祖父母，曾祖父母，子，孫，ひ孫
- ・兄弟姉妹，おじ，おば，甥姪，いとこ
- ・配偶者の親，祖父母，曾祖父母，子，孫，ひ孫
- ・配偶者の兄弟姉妹，おじ，おば など

なお、親族だけで申立手続を行うのは不安だという場合には、弁護士、司法書士などの専門家や、市区町村の地域包括支援センターなどにご相談ください。

3 申立ての方法について

(1) 後見申立てセットについて

この手引きをお読みにになり、成年後見制度の利用が必要と思われた方は、「[後見申立てセット](#)」に従って必要な書類や資料を収集したうえで、書類を作成して申立てをしてください。

「後見申立てセット」の内訳は次のとおりです。

A「申立てに必要な書類等」

- ・本人情報シート，診断書・鑑定連絡票の書式及びその取得方法
- ・戸籍・住民票等，登記されていないことの証明書の取得方法
- ・本人の財産を証する資料の取得方法
- ・その他必要な費用等に関する説明 等

B「提出する書類（申立書等）」

※ Aで取得した診断書に記載された診断結果（後見，保佐，補助）により提出すべき書類が異なりますので，ご注意ください。

- ・申立書
- ・申立事情説明書
- ・親族関係図
- ・親族の意見書
- ・後見人等候補者事情説明書
- ・財産目録，収支予定表 等

C「提出する書類（申立書等）の記載例」

※ 取寄せが必要な書類も多く，申立書の記載事項もたくさんありますので，申立準備に1～2週間程度要すると思われます。お急ぎの方はご注意ください。

本人情報シートについて

本人情報シートとは、医師が後見等開始の申立てに必要な診断書を作成するにあたり、本人の生活状況等に関する情報も考慮して、より適切に診断を行うことができるよう、その情報を医師に伝えるための書類です。

また、後見等開始の申立てに関する裁判所の審理の資料にもなります。

本人情報シートは、本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方（ケアマネジャー（介護支援専門員）、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど）に書いてもらってください。

※ 詳しくは、A「申立てに必要な書類等」にある「診断書をご準備ください」及び「成年後見制度における診断書作成の手引、本人情報シート作成の手引」をご覧ください。

本人の意向確認について

後見等の開始の手続においては、後見等を開始すること及び成年後見人等が選任されることに関する本人の意向を参考にしながら審理を進めます。

申立てに先立って、本人から①後見等開始についての意向、②成年後見人等が選任されることについての意向を確認し、その結果を申立事情説明書に記載してください。

本人の判断能力がないと思われる場合や著しく不十分であると思われる場合であっても、可能な限り①、②の事項を伝えて意向を確認し、その状況を申立事情説明書に記載してください。

親族の意見書について

後見等の開始の手続においては、本人の親族の意見を参考にしながら、本人に後見等を開始することや成年後見人等として誰が適任なのかを判断します。

意見の確認が必要な親族の範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方（推定相続人）です。

意見書の提出が必要な親族の具体的な範囲については、C「提出する書類（申立書等）の記載例」にある「親族の意見書について」をお読みください。

親族に作成してもらった意見書は、申立書とともにご提出ください。

意見書の提出が必要な親族が高齢であったり、本人に対する経済的・身体的虐待の当事者であるなどして意見書の提出を求めることが困難な場合には、その理由や状況を申立事情説明書に具体的に記載してください。

意見書の提出がなかった親族の方に対しては、家庭裁判所から意見の照会を行うことがあります。

(2) 保佐開始及び補助開始の申立てについて

保佐人及び補助人に対し、代理権又は同意権（※）を与えるためには、代理権付与又は同意権付与の申立て（申立書の該当箇所にチェックし、代理行為目録又は同意行為目録の添付）が必要です。

また、本人以外の方が補助開始の審判の申立てをする場合や保佐又は補助開始の審判と併せて同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。この場合、**本人の同意書（保佐用）又は同意書（補助用）**を提出してください。

なお、補助開始の申立てをする場合で、代理権付与及び同意権付与の申立てがされていない場合には、補助開始の審判ができませんので、注意してください。

※ 保佐開始の申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。

(3) 申立てに必要な費用について

申立てに要する費用は以下のとおりです。

★申立時（申立書と一緒に提出していただきます。）

①収入印紙（下記ア及びイ）

ア 申立手数料 800円

イ 登記手数料 2600円

（保佐や補助で、代理権や同意権の付与の申立てもする場合は、それぞれアの800円を追加してください。）

②郵便切手（下記ア又はイ）

ア 後見の場合 3,530円

イ 保佐・補助の場合 4,530円

※ 詳細な内訳は、申立てセットA「申立てに必要な書類等」をご覧ください。

★申立後（鑑定が必要な場合に納めていただきます。）

鑑定費用 約5万円

後見開始又は保佐開始の審判をするためには、ご本人の精神の状況について、**原則、医師による鑑定を申立後に行います。**

事案によっては、鑑定を省略して手続を進めることもありますが、家庭裁判所が本人の精神鑑定を行う必要があると判断した場合は、**鑑定料として約5万円が必要になります（通院、往診などの事情より、金額が変動する可能性があります。）。**

鑑定料は、鑑定開始前に納付していただきますので、申立時に納付する必要はありません。

※ 上記の各費用について、本人に負担させることを希望される場合には、申立書の「**手続費用の上申**」の欄にチェックをしてください。上申が認められた場合には、選任された成年後見人等に対し、本人の財産の中から費用の償還を求めることができます。ただし、**成年後見人等が選任されることなく手続が終了した場合には、この限りではありません。**

(4) その他

申立書類等に漏れがないか十分に確認してください。書類等が揃っていない場合には、受付ができないことがありますので注意してください。

また、申立書及びその附属書類は、**本人や親族等の利害関係人の申請により閲覧や謄写（コピー）等の対象になる場合**があります。

(参考) 申立手続までの準備手順 ～後見開始の一例～

注：参考までに例示した手順であり、このとおり準備しなければならないものではありません。

1	ビデオを視聴して制度を理解する 「成年後見申立ての手引き」p 3 《成年後見制度の手続説明ビデオ》	<input type="checkbox"/>
2	成年後見申立ての手引きを読んで制度を理解する 「成年後見申立ての手引き」	<input type="checkbox"/>
3	管轄裁判所を確認する 「成年後見申立ての手引き」p 11, Q 11「1 どこ家庭裁判所に申し立てるか？」	<input type="checkbox"/>
4	申立人を決める 「成年後見申立ての手引き」p 12, Q 11「2 申立ができる人は誰か？」	<input type="checkbox"/>
5	成年後見人等候補者を決める(特定の方を後見人にしたい希望がある場合) 「成年後見申立ての手引き」p 1 《この手引きで使用される言葉の説明》③	<input type="checkbox"/>
6	本人情報シートを準備する(取得が可能な場合) A-1	<input type="checkbox"/>
7	診断書を取得する A-2「診断書」等	<input type="checkbox"/>
8	戸籍等を取得する A-5, 6「戸籍謄本等の取り寄せ方」	<input type="checkbox"/>
9	登記されていないことの証明書を取得する A-7「登記されていないことの証明書の取り寄せ方」	<input type="checkbox"/>
10	親族の意見書を取得する B-4, C-4「親族の意見書」 本人の推定相続人に当たる親族の意見書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
11	財産を証する資料の写しを作成する A-4「財産を証する資料」, 「添付資料の整理の仕方」	<input type="checkbox"/>
12	財産目録及び収支予定表を作成する B-6・7, C-5・6「財産目録」, 「収支予定表」 A-4「財産目録・相続財産目録, 収支予定表に記載した財産内容を裏付ける資料」	<input type="checkbox"/>
13	申立書・申立事情説明書等を作成する B-1・2・3・5, C-1・2・3・5 「後見開始申立書」等	<input type="checkbox"/>
14	全ての書類が揃っていることを確認する 「申立てのためにご用意いただく書類等(チェックリスト)」	<input type="checkbox"/>
15	申立てに必要な費用を用意する A-8「印紙および切手」 「成年後見申立ての手引き」p 14, Q 11「3 申立ての方法について」	<input type="checkbox"/>
16	申立書を提出する(1～15までにチェックが入っているか確認) 「成年後見申立ての手引き」p 11, Q 11「1 どこ家庭裁判所に申し立てるか？」	<input type="checkbox"/>